

公益社団法人日本近代五種協会審判員規程

(定義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本近代五種協会（以下当協会という）の主催・公認競技会（以下、競技会という）において、競技を公正かつ公平で安全に進行させる審判として従事する審判員資格の認定について定める。

(審判員の資格級)

第2条 当協会が認定する審判員の資格級は以下の2種とする。

- ① 近代五種審判員
- ② 近代3種審判員

(審判員養成講習と検定試験および取得要件)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として実施する講習会を審判員養成講習会（以下、講習会という）と称する。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は、18歳以上の当協会の会員であって、講習会を受講し検定試験を受験しなければならない（「別表1」）。
- 3 講習および検定試験は同一講習会において受講、受験しなければならない。

(資格の認定)

第4条 第3条に定める検定試験に合格し、登録が完了した者を当協会が審判員として認定する。但し、審判委員会が特に認めた者については、本項に関わらず資格の認定または昇格をさせることができる。

(有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とする。

(登録料)

第6条 登録料は別表2に定める。

(新規登録)

第7条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対して合格通知を送付する。通知を受領した者は、3ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当協会事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定をされた者は、当協会 WEB サイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後 3 ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効にする。
- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満 3 年経過後、直近の 3 月 31 日とする。

(資格の更新)

第 8 条 資格の有効期間内に一回以上の講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

- 2 更新登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第 6 条に定める登録料を納入するものとする。
- 3 認定された者は当協会 WEB サイト等に公表する。

(資格の昇格)

第 9 条 昇格のための検定試験に合格した者には合格通知を送付する。

- 2 昇格登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第 6 条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は当協会 WEB サイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後 3 ヶ月を経過しても昇格登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

第 10 条 次の各号の何れかに該当する者は資格を失効するものとする。

- ① 当協会の会員でなくなったとき
- ② 第 8 条に定める更新申請を行わなかったとき
- ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき
- ④ 定年

(資格の復活)

第 11 条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。

- 2 復活登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第 6 条に

定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当協会 WEB サイト等に公表する。

- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても復活登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(責務)

第12条 審判員は、委員会から審判員としての活動を指示された場合には、正当な理由なくこれを拒否しないものとする。

(定年)

第13条 資格の定年は、満75歳に達する暦年の12月31日とする。同日をもって有効期間満了とし、登録料は第5条に定める有効期間にかかわらず返金しないものとする。

(講習会の免除)

第14条 以下の要件を満たす者については、第2条に定める資格級の更新講習会の受講を免除する。

- ① 国際審判員資格を有する者。
- ② 講習会ディレクターリストにある者で、資格の有効期間内にディレクターを務めた者。

(派遣依頼審判員)

第15条 当委員会は、特に定める種目に限定し、他の競技協会及び連盟に対し、公的に認定された資格を有する審判員の派遣を依頼することができる。派遣される審判員においては、当協会の会員であることは要しない。

(名誉審判員)

第16条 委員会は、満70歳以上で近代五種審判員資格を有する者には、本人の希望により名誉審判員資格を授与する。

- 2 登録申請は、別に定める様式を当協会事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。なお、名誉審判員の登録をもって、名誉審判員になる前に有していた資格は有効期間満了とし、以後、復活することはできない。

- 3 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。
- 4 名誉審判員は会員である限り資格は有効とする。

(表彰)

第17条 委員会は、特に優秀な審判員に対し、表彰を行うことができる。

(罰則)

第18条 審判員であって適性を欠く行為のあった者に対しては、本委員会の議を経て、資格停止、降格もしくは除名することがある。

(オフィシャル ID カード)

第19条 当協会が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、オフィシャル ID カード（以下、カードという）を交付する。

- 2 カードの種類は下記のとおりとし、新規および昇格登録時に交付する。
 - ① 近代五種審判員 ホワイト
 - ② 近代3種審判員 スカイブルー
 - ③ 名誉審判員 ピンク
- 3 カードは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用提示する。

附則 この規程は、平成28年9月13日に制定し、平成28年9月13日より実施する。

別表1 資格取得要件

級	取得要件
近代3種	18歳以上の会員で、講習会を受講し検定試験に合格した者
近代5種	近代3種審判員資格取得後、審判担当実績が3大会以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者

別表2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新
近代5種審判員	10,000円 (カード代を含む)	5,000円
近代3種審判員	8,000円 (カード代を含む)	4,000円
名誉審判員	20,000円	